

昭和39年土木学会制定
トンネル標準示方書



昭和39年8月

土木学会

昭和39年土木学会制定
トンネル標準示方書

登録	昭和 年 月 日	57.3.10
番号	第	25421 号
社団 法人	土木学会	
附属	土木図書館	



昭和39年8月

土木学会

トンネル標準示方書の適用について

トンネル工事は、いろいろの目的で各種の企業者施工者によって数多く施工されてきたが、土木工事の中でも特に目的、条件、方法などが千差万別であって、かつ、地質などの不測の自然状態に左右されやすい特性を有するので、今まで共通の研究も少なく、したがって、統一的な示方書も作られなかった。

しかし、各種のトンネル工事の間には、おのずから共通した点もきわめて多いので、特殊な条件の場合をのぞいて、通常の山岳トンネルに対する一般的原則を示したもののがこのトンネル標準示方書であって、これによればトンネルを安全かつ経済的に作ることができる。

工事の示方書は、その工事に適応したものでなければならぬが、この示方書がすべての場合を網羅することはできないので、その適用にあたっては、この示方書の精神をよく理解し、必要があれば実験やその他の研究を行なったうえで適切な修正を加えて、活用をはからなければならぬ。

この示方書は、主として在来の各種トンネル工事における事例をもとに標準を見出して作成したものであるから、今後この示方書を足がかりとして、さらに総合的に研究を進めて行くことが望ましい方向であると考えられる。

示方書は、工事の企業者が施工者に条件として示し、両者の権利義務を明らかにするため用いられるのが通常であるが、この示方書の各項はすべて両者の区分をしないで、広義の工事担当者がトンネル工事にあたって守らなければならない事項が示されている。したがって、これを請負工事に適用する際は、必要に応じて適宜条項を加除して用いなければならない。